

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
7	予防接種に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

松原市は、予防接種に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

松原市長

公表日

令和3年3月11日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	予防接種に関する事務
②事務の概要	予防接種法及び新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、公衆衛生の向上及び増進に寄与するため、対象者に対して予防接種の実施を行い、又、当該予防接種に起因する健康被害に対する給付を行う。行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)に基づき、予防接種の実施、予防接種の実施の指示、当該予防接種に起因する健康被害に対する給付に係る支給の請求及び支給を受ける権利に係る届出の受理、審査及び請求及び届出に対する応答、実費の徴収に関する事務で特定個人情報を取り扱う。
③システムの名称	保健事業支援システム、中間サーバー、団体内統合宛名システム
2. 特定個人情報ファイル名	
予防接種情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> ・番号法第9条第1項 ＜予防接種法関係＞別表第1第10の項、番号法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令第10条 ＜特措法関係＞別表第1第93の2の項、番号法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令第67の2条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p>[実施する]</p> <p>＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> ・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第2 ①情報照会【法別表第2における根拠】 ＜予防接種法関係＞ ・第1欄(情報照会者)が「市町村長」の項目のうち 第2欄(事務)が「予防接種法による予防接種の実施」(第16の2の項)、「予防接種法による給付の支給又は実費の徴収」(第17、第18、第19の項—実費の徴収ができるのは第18の項のみ)に関する事務であって主務省令で定めるもの ・番号法別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第12条の2、第12条の2の2、第12条の3、第13条、第13条の2 ＜特措法関係＞ ・第1欄(情報照会者)が「市町村長」の項目のうち 第2欄が「特措法による予防接種の実施」(115の2の項)に関する事務であって主務省令で定めるもの ・番号法別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第59条の2 ②情報提供【別表第2における情報提供の根拠】 ＜予防接種法関係＞ ・第3欄(情報照会者)が「市町村長」の項目のうち 第4欄(事務)が「予防接種法による予防接種の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの」第16の2・第16の3の項 ・番号法別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第12条の2・第12条の2の2 ＜特措法関係＞ ・第3欄(情報照会者)が「市町村長」の項目のうち 第4欄が「特措法による予防接種の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの」(第115の2の項) ・番号法別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第59条の2
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康部 地域保健課
②所属長の役職名	地域保健課長
6. 他の評価実施機関	

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

請求先	〒580-8501 松原市阿保1丁目1番1号 松原市役所 健康部 地域保健課、総務部 政策法務課 電話072-334-1550(代)
-----	---

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

連絡先	〒580-8501 松原市阿保1丁目1番1号 松原市役所 健康部 地域保健課 電話072-334-1550(代)
-----	---

II しきい値判断項目

1. 対象人数

評価対象の事務の対象人数は何人か	[10万人以上30万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和2年12月31日 時点	

2. 取扱者数

特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和2年12月31日 時点	

3. 重大事故

過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし
--	----------	--------------------------

III しきい値判断結果

しきい値判断結果

基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書及び重点項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [O]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[O] 自己点検 [O] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業員に対する教育・啓発		
従業員に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年4月1日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	伊藤 仁之	地域保健課長 吉田 友紀子	事後	人事異動による
平成28年9月9日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠		行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用に関する法律別表第1の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年9月10日内閣府・総務省令第5号)第10条を追加	事後	
平成28年9月9日	I 関連情報 4. 情報ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠		行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用に関する法律別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年12月12日内閣府・総務省令第7号)第13条を追加	事後	
平成30年4月26日	I 関連情報 4. 情報ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用に関する法律別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年12月12日内閣府・総務省令第7号)第13条	削除	事後	
令和1年5月7日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	地域保健課長 吉田 友紀子	地域保健課長	事後	
令和1年5月7日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成27年6月30日	平成31年3月31日	事後	
令和1年5月7日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成27年6月30日	平成31年3月31日	事後	
令和1年5月7日	IVリスク対策		項目の追加	事後	
令和2年7月28日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成31年3月31日	令和2年3月31日	事後	
令和2年7月28日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成31年3月31日	令和2年3月31日	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年3月11日	I 関連情報 ②事務の概要	<p>本事務は、予防接種法(昭和23年法律第68号)に基づき、A類疾病及びB類疾病のうち政令で定めるものについて、市内に住所を有する者に対し、期日又は期間を指定して予防接種を行うとともに、接種事務の報告、実費徴収等の事務を行うものである。特定個人情報ファイルを次の事務に利用している。</p> <p>①予防接種の実施 ②予防接種の記録 ③予防接種済証の発行 ④健康被害の救済措置 ⑤未接種者への勧奨通知 ⑥統計報告資料、データ分析の処理</p>	<p>予防接種法及び新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、公衆衛生の向上及び増進に寄与するため、対象者に対して予防接種の実施を行い、又、当該予防接種に起因する健康被害に対する給付を行う。行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)に基づき、予防接種の実施、予防接種の実施の指示、当該予防接種に起因する健康被害に対する給付に係る支給の請求及び支給を受ける権利に係る届出の受理、審査及び請求及び届出に対する応答、実費の徴収に関する事務で特定個人情報を取り扱う。</p>	事後	
令和3年3月11日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	<p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)第9条第1項別表第1の10の項</p>	<p>・番号法第9条第1項 ＜予防接種法関係＞別表第1第10の項、番号法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令第10条 ＜特措法関係＞別表第1第93の2の項、番号法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令第67の2条</p>	事後	
令和3年3月11日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 法令上の根拠	<p>・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第2 【別表第2における情報照会の根拠】 ・第1欄(情報照会者)が「市町村長」の項目のうち、第2欄(事務)が「予防接種法による給付の支給又は実費の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの」の項(16の2、17、18、19の項) ・番号法別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年12月12日内閣府・総務省令第7号)第12条の2</p>	<p>・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第2 ①情報照会【法別表第2における根拠】 ＜予防接種法関係＞ ・第1欄(情報照会者)が「市町村長」の項目のうち第2欄(事務)が「予防接種法による予防接種の実施」(第16の2の項)、「予防接種法による給付の支給又は実費の徴収」(第17、第18、第19の項—実費の徴収ができるのは第18の項のみ)に関する事務であって主務省令で定めるもの ・番号法別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第12条の2、第12条の2の2、第12条の3、第13条、第13条の2 ＜特措法関係＞ ・第1欄(情報照会者)が「市町村長」の項目のうち第2欄が「特措法による予防接種の実施」(115の2の項)に関する事務であって主務省令で定めるもの ・番号法別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第59条の2</p>	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年3月11日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 法令上の根拠	【別表第2における情報提供の根拠】 ・なし	②情報提供【別表第2における情報提供の根拠】 <予防接種法関係> ・第3欄(情報照会者)が「市町村長」の項目のうち第4欄(事務)が「予防接種法による予防接種の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの」第16の2・第16の3の項 ・番号法別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第12条の2・第12条の2の2 <特措法関係> ・第3欄(情報照会者)が「市町村長」の項目のうち第4欄が「特措法による予防接種の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの」(第115の2の項) ・番号法別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第59条の2	事後	
令和3年3月11日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数	1万人以上10万人未満	10万人以上30万人未満	事後	
令和3年3月11日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数 いつの時点の計数か	令和2年3月31日	令和2年12月31日	事後	
令和3年3月11日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数	500人未満	10万人以上30万人未満	事後	
令和3年3月11日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつの時点の計数か	令和2年3月31日	令和2年12月31日	事後	
令和3年3月11日	IIIしきい値判断結果	基礎評価項目の実施が義務付けられる	基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる。	事後	
令和3年3月11日	IVリスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続	[○]接続しない(入手)	[]接続しない(入手)	事後	